

# 「COTOHA Call Center トライアルサービス」 契約約款

実施 令和 4 年 4 月 28 日

## 第1章 総則

### 第1条 約款の適用

当社は、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。)に基づき、この 「COTOHA Call Center トライアルサービス」(以下「本トライアルサービス」といいます。)に関する契約約款(以下「本約款」といいます。)を定め、これにより「COTOHA Call Center トライアルサービス」を提供します。

2 本トライアルサービスは、当社の「COTOHA Call Center サービス」契約約款に規定する COTOHA Call Center サービスの利用を検討している者を対象として、利用可能期間及び利用可能機能を限定して提供します。

### 第2条 本約款の変更

当社は本約款を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本約款の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

### 第3条 本約款の公表

当社は、当社の Web サイト (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>) において、本約款を公表します。

### 第4条 用語の定義

本約款において用いる用語の意味は次のとおりです。

用語	用語の意味
電気通信	有線、無線その他の電磁式方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え又は受け取ること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
本トライアルサービス	提供する ID (3ID まで提供するものとします。)により、契約者が当社の電気通信設備 (契約事業者の設備を含みます。)を利用して、電話発着信 (内線通話に限ります。以下、同じとします。)を可能とすることができる電気通信サービス、電話発着信にかか

	わるデータ等を保管するサービス、及びそれにかかわるサービス
本契約	当社が提供する本トライアルサービスを受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
ID 等	本トライアルサービスに係る ID 及びパスワード
契約事業者	事業法第 29 条第 1 項第 10 号に規定する卸電気通信役務を当社に提供する電気通信事業者（卸電気通信役務を契約事業者に提供する電気通信事業者を含みます。）
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

## 第2章 本トライアルサービスの提供区間等

### 第5条 提供区間

本トライアルサービスは、別記 1 に定める提供区間において提供します。

## 第3章 契約

### 第6条 契約の単位

当社は、本トライアルサービスに係る 1 の契約者 ID ごとに 1 の本契約を締結します。この場合、契約者は、1 の本契約につき 1 人に限ります。

### 第7条 申込みの方法等

本契約の申込みをする者は、申込みの内容を特定するために必要な事項について当社が指定する方法により本契約の申込みを行っていただきます。

### 第8条 承諾

当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、本契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本トライアルサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき。
- (2) 本契約の申込みをした者が、当社のサービスの利用を停止されている若しくは停止されたことがある又は当社のサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) 本契約の申込みをした者が、本約款に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (4) 本契約の申し込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を含む契約申込みをしたとき。
- (5) 本契約の申し込みをした者のメールアドレスで、本トライアルサービスを利用したことがあるとき又は

現に利用しているとき。

(6) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

3 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第1項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負いません。

4 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

#### 第9条 本契約に基づく権利の譲渡

本契約者が本トライアルサービス利用契約に基づいてトライアルサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

2 前項に規定するほか、当社は、本トライアルサービスを、本契約の申込みをした本人にのみ提供します。

#### 第10条 当社が行う本契約の解除

当社は、本トライアルサービスが提供を開始した日から起算して、22日経過後に本トライアルサービスを廃止することとします。

2 前項にかかわらず、当社は、第12条（利用停止）の規定により本トライアルサービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しない場合は、本契約を解除することがあります。

3 当社は、契約者が第12条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の本トライアルサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本トライアルサービスの利用停止をしないでその本契約を解除することがあります。

4 当社は、前3項の規定により、その本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

5 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解除することがあります。

(1) 緊急又はやむを得ない場合

(2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始、会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき。

(3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。

(4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。

(5) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

## 第4章 利用中止等

#### 第11条 利用中止

当社は次の場合には本トライアルサービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本トライアルサービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 本トライアルサービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (4) 本トライアルサービスが正常に動作せず、本トライアルサービスを継続して提供することが困難であるとき。
- (5) 法令等に基づく要請等により本トライアルサービスを提供することが困難となったとき。
- (6) 第13条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は前項の規定により本トライアルサービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第12条 利用停止

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本トライアルサービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

- (1) 本トライアルサービスに係る契約の申込みに当たって事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (2) 第21条（契約者の義務）の規定に違反したとき。

(3) 前2号のほか、本約款の規定に反する行為であって、本トライアルサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本トライアルサービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第5章 通信

### 第13条 通信利用の制限等

契約者が行う通信は、次の場合には、制限されることがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
- (2) 当社の約款により、その通信が制限されるとき。

2 当社は、契約者が本トライアルサービスに係る電気通信設備に接続した場合において一定時間通信を行わないときは、その接続を切断することがあります。

3 当社は、当社の電気通信設備（契約事業者の設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本トライアルサービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

### 第14条 制約

契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款の定めるところにより、電気通信サービスを使用することができない場合においては、本トライアルサービスを利用することができない場合があります。その場合において契約者が本トライアルサービスを利用している場合、本トライアルサービスの通信が切断される

事があります。

## 第6章 データの取扱い

### 第15条 データに関する責任

当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）及び本トライアルサービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が、契約者が善良な管理者としての注意をもって使用しないことによって滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

### 第16条 データの利用

当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本トライアルサービスの維持運営のため、保存データを確認、複写又は複製することがあります。この場合において、データの完全性及び可用性を保証するものではありません。

### 第17条 データの削除

第20条（本トライアルサービスの廃止）による本トライアルサービスの廃止のほか、当社は第10条（当社が行う本契約の解除）の契約の解除があったときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

### 第18条 データのバックアップ

契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法及びその結果について責任も負わないものとします。契約者は、本トライアルサービスに係る契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ保存するものとします。

2 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

## 第7章 損害賠償等

### 第19条 免責

当社はこの約款で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとします。契約者は、本トライアルサービスの利用による法令への不適合及び第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解

決し、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本トライアルサービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本トライアルサービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。

3 当社は、本約款の変更等により契約者が本トライアルサービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 当社は、本トライアルサービスを「現状有姿」で提供し、商品性、正確性、特定目的への適合性又は非侵害に関する黙示の保証を含む全ての黙示の保証を明確に否認します。

5 本約款に定める免責に関する事項は、本約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

## 第8章 雑則

### 第20条 本トライアルサービスの廃止

当社は、本トライアルサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本トライアルサービスの全部又は一部の廃止があったときは、本トライアルサービスの全部又は一部に係る契約は解除します。

3 当社は、本トライアルサービスの全部又は一部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、第1項の規定により本トライアルサービスを廃止するときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

### 第21条 契約者の義務

当社は、契約者に次のことを守っていただきます。

(1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。

(3) 本トライアルサービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと。

(4) 第三者になりすまして本トライアルサービスを利用する行為をしないこと。

(5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。

(6) 当社若しくは他人の電気通信設備に無権限でアクセスし、その利用若しくは運営に支障を与える行為を行わないこと。

(7) 当社若しくは他人の電気通信設備に必要以上の負荷をかけたり、悪影響を及ぼすプログラムを使用しな

いこと。

(8) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。

(9) 利用申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること。

(10) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他社への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を棄損する行為をしないこと。

(11) 無断で他者に広告、宣伝及び勧誘を行うこと、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる行為をしないこと。

(12) サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

(13) 暴行その他の残虐な情報の発信、及び、人の自傷他害行為を誘引又は勧誘する行為をしないこと。

(14) 本トライアルサービスの一部又は全部を、直接又は間接を問わず、単体若しくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制若しくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと

(15) その他法令、この約款若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をしないこと。

(16) 前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと。

2 当社は、契約者が前項の規定に違反して本トライアルサービスに係る当社の電気通信設備等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を契約者に負担していただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本トライアルサービスに係る ID 等を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本トライアルサービスを利用したものとみなします。

5 契約者が前項の規定に反し、本トライアルサービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備（契約事業者の設備を含みます。）に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断をした場合、当社は ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

6 当社は、第 5 項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第22条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

(2) 契約者が本契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メー

ルを送信し、この場合は、当社が送信した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

(3) 当社が契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

## 第23条 当社の知的財産権

本トライアルサービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示する物品（本約款、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守する者としてします。

(1) 本トライアルサービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

## 第24条 技術輸出

本トライアルサービスは日本国内でのみ提供します。

2 万が一、契約者が本トライアルサービスを日本国外にて利用したことにより、技術輸出を含む他国の諸法令等に抵触した場合の責任は契約者が負うものとします。

## 第25条 個人情報の取扱い

当社は本トライアルサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては次に掲げる目的その他当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)によります。

(1) 本トライアルサービスへの契約者（その契約者に属する個人を含みます。以下、本条において同じとします。）の情報登録及び認証の目的

(2) 本トライアルサービス内での契約者への表示の目的

(3) 本トライアルサービスの利用状況及び各種施策実施のための分析、当該施策の効果測定並びに本トライアルサービスの品質改善のための分析その他各種分析・調査の目的

2 当社は、次に掲げる個人情報その他当社のプライバシーポリシーに掲げる個人情報を前項に定める目的のために利用します。



(1) メールアドレス

(2) 契約者の表示名

3 本条と、当社のプライバシーポリシーが矛盾又は抵触する場合には、本条の定めが優先するものとします。

#### 第26条 特約

本約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

#### 第27条 分離可能性

本約款の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

#### 第28条 準拠法

本約款の解釈及び適用に関する準拠法は日本法とします。

## 別記

### 1 本トライアルサービスの提供区間

当社は、次に掲げる区間において本トライアルサービスを提供します。

- (1) インターネット接続点相互間
- (2) 契約者の加入電話等設備との接続点相互間

### 2 個人情報の開示

(1) 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

(2) 契約者は(1)の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社のWebサイト(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)に定める手数料の支払いを要します。

附 則（令和 4 年 4 月 22 日 A P S 1 サ第 00914193 号）

（実施期日）

この約款は、令和 4 年 4 月 28 日から、実施します。